

令和3年7月12日

保護者の皆様

東久留米市立南中学校

校長 小川 高弘

緊急事態宣言下に伴う南中学校の対応について

東京都は7月12日から8月22日まで、緊急事態措置として、都民に対する日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、事業者に対する休業や営業時間短縮、イベント等の開催制限等の要請を実施することとしました。

学校においては、新型コロナウイルス感染症の変異株による若年層への感染リスクが高いことを踏まえ、下記のとおり、学校や家庭での感染症対策を一層徹底します。夏季休業期間においても、日中も含めた不要不急の外出・移動自粛、友達と会食しないなど、生徒への感染症対策を指導しますので、保護者の皆様にもご協力をお願いします。

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

2 生徒に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底と継続

- 新型コロナウイルス感染症についての理解
- 「3密」の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）

(2) 学習活動について

- これまでと同様に、感染症対策に留意した各教科等の指導を徹底する。

(3) 学校行事について

- 生徒が集まる活動は、体育館を会場として、学年単位までとする。保護者会も同様とする。

(4) 昼食時間における感染症予防策の徹底

- マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- これまでと同様、食事の前後の手洗いを徹底し、生徒が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる。

(5) 部活動について

- 緊急事態宣言の解除される日まで、全ての部活動は、原則中止とする。
- 大会等の参加予定がある部活動については、生徒及び保護者の同意を得たうえで、2週間前から活動することができる。
- 大会等の参加予定がない部活動については、正常な活動が再開される日に備えて、感染対策を十分に行ったうえで、土日を除いて週に4日程度、活動することができる。ただし、学校閉庁日には活動しない。
- 緊急事態宣言下であることを踏まえ、活動については、生徒の安全を最優先にし、その必要性について十分検討し、真に必要と判断した場合のみ、感染症対策を徹底した上で活動する。
- 活動は、必要最低限の日数にするとともに活動時間もできるだけ短時間にするとともに、熱中症事故の未然防止を徹底する。
- プレー中以外はマスクを着用する。
- 休日等に活動する場合は、昼食時間を避けて行い、活動前後の更衣等における会話は控えさせ、活動終了後は速やかに帰宅させる。

(6) 夏季休業日における感染症予防策及び生活指導

- 日中も含めた不要不急の外出・移動は避ける。
- 繁華街やカラオケ、ゲームセンターなど人が集まる場所に行かない。
- 友達の家で遊ばない、友達と会食しない。
- 食事中は会話しない。

3 家庭における感染症対策のお願い

家庭における感染症対策について、家庭に持ち込まない行動や家庭内感染の防止、特に、不要不急の外出・移動の自粛、毎朝の検温等をお願いします。また、健康観察において、生徒に何らかの症状がみられる場合には、無理せず休養させ、症状によっては医療機関の受診をお願いします。

生徒が新型コロナウイルスに感染した場合だけでなく、同居の家族が感染した場合、生徒が濃厚接触者であると指定された場合には、速やかに学校への連絡をお願いします。

【問い合わせ】

東久留米市立南中学校

副校長 内 藤 浩

電 話 042-421-9573

受付時間 8:15～16:45